

ご意見への回答

平成30年8月21日

図書館長

【件名】

除籍資料の有効活用について

【ご意見】

公共図書館によっては、古くなった本を「リサイクル本」として市民に提供している図書館があります。

貴図書館におかれましても、

A 旅行案内書のように時代性が失われて、最新の情報に改訂された「改訂版」が出版されているもの

B 時事問題をテーマにしている、内容が古くなったり、価値が薄れたものなど、限られた蔵書スペースにふさわしくない本も多数あるかと思えます。そのような本の取扱い（現況）はどうなっているのでしょうか。

内容が古くなって価値が低くなっても、手元に置いて読みたい本もあろうかと思えます。希望者が入手できる仕組みをつくっていただけませんか。

【回答】

ご意見をいただき、ありがとうございます。

市町村立図書館では「リサイクル市」を実施し、保存期限の切れた雑誌を中心として除籍資料の有効活用を図っていますが、当館は「図書館の図書館」として資料を後世に保存する役割も担っており、出来るだけ多くの資料を県民に提供できるよう極力廃棄等を行わない方針をとっております。

当館では、「福島県立図書館資料除籍要綱」に基づき、汚損・破損が著しく修理が難しい資料等は除籍している一方、市町村支援に係る資料で一定期間経過したものについては、県内の自治体へ譲渡し有効活用いただく取り扱いをしております。

ご意見のありました最新版でない旅行案内や内容が古くなった時事問題の資料につきましては、当館では時代を表す資料として除籍（廃棄）対象にしていませんので、御了解願います。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)